

花巻市公設地方卸売市場運営協議会

(記録)

日時：令和8年2月6日(金) 13:30～14:40

場所：花巻市公設地方卸売市場 会議室

<次 第>

- 1 開 会
- 2 委員紹介
- 3 挨 拶
- 4 会長・副会長選出
- 5 議題
花巻市公設卸売市場条例改正案について
- 6 そ の 他
- 7 閉 会

□会議の内容(概要)は、以下のとおり(進行：似内場長)

1 会議の成立宣言

[出席委員]

笹木 龍太郎 委員、赤沼 寛康 委員、伊藤 操一 委員、小原 秀一 委員、菅原文子 委員、日下 明久美 委員、千葉 信夫 委員、安藤 誠二 委員、鈴木 暁之 委員、於本 立也 委員

[欠席委員]

小原 卓志 委員

委員 11 名中 10 名の出席を確認
(花巻市公設地方卸売市場条例施行規則第 53 条第 2 項の規定により成立)

2 開会 13:30

3 出席委員紹介

出席委員 10 名及び事務局員を紹介

[事務局]

伊藤 昌俊 商工観光部長、似内 泉 商工労政課長兼場長、赤坂 秀樹 同課課長補佐兼次長、新垣 聡子 同課商業係長兼上席主査、高橋 貴之 同課商業係主任

4 開会あいさつ(要旨) 伊藤 昌俊 商工観光部長

日頃より花巻市政に対してご助力いただき感謝申し上げます。

令和 6 年 10 月の委員委嘱から現在までの間の本市場の運営状況等をお伝えする。昨年度は、国道 4 号線の 4 車線化に伴い、支障物件を移転し、土地を国に売却した。その際、防火水槽やキュービクル等の移転、以前使用していた水槽を解体した。国の補償金や土地の売買代金を財源としているが、それだけでは足りず、2600 万円の市場債の借り入れを行った。今後 15 年間で、償還していくことになる。

現委員委嘱前にはなるが、令和 5 年度末に運営協議会を開催し、市場の経営戦略を立て認めていただいた。その計画から運営費用等のずれが出てきたため、その見直し作業も今後必要と考えており、その際には、皆様のご助力をお願いしたい。

今回、法改正により、市場の開設者である市長が公表すべき事項が追加され、その取り扱いについて条例、規則に盛り込む必要がある。本日皆様のご意見をお聞かせいただき、3 月市議会で条例改正との流れである。

5 会長・副会長選出

花巻市公設地方卸売市場条例施行規則第 52 条により、会長及び副会長は委員の互選とすることとなっているため、選出方法を委員にお諮りしたところ「事務局案」の声があり、事務局より会長に於本立也委員、副会長に日下明久美委員とする提案がなされ、委員より「異議なし」として承認を受けた。

【会長挨拶（於本立也会長）】

本日の条例・規則の改正については、業界は違えどあらゆるところで問題になっている価格転嫁が関係してくる。食料の価格形成にあたり、様々なコストの計上の仕方や、政府で進める賃上げの動きの意味合いもあるのではないかな。

皆様の協力を得ながら、円滑な運営に努めてまいりたい。

6 会議の公開について

（ここから、花巻市公設地方卸売市場条例施行規則第 52 条第 2 項に基づき於本会長が議事進行）

会議の公開又は非公開について、本協議会に諮り公開することを承認

（花巻市審議会等の会議の公開に関する指針）

7 議題

（1）花巻市公設地方卸売市場条例改正案について

資料により事務局説明（新垣上席主査）

それでは、資料 1 により「公設地方卸売市場条例改正案について」、ご説明いたします。

資料本体の説明に入る前に、概要をご説明いたします。

今回の条例改正は、令和 7 年 6 月に「卸売市場法」等が改正されたことに伴うもので、市場の業務規程、つまり花巻市公設地方卸売市場条例及び施行規則に、市場

開設者による公表する事項が追加することが義務付けられたため、その内容を条例及び規則に反映する改正を進めるものです。

それでは、資料にもとづき今回の改正までの経緯や背景についてご説明します。

1 ページ目をご覧ください。

まず、背景についてご説明します。

近年、農業の資材費や食品の原材料費等が高止まりしているものの、低価格競争により生産コストを考慮した価格形成ができないなどの課題があることから、食料の価格形成にあたり食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう必要な施策を講ずることとして、食料・農業・農村基本法が改正されました。

それを受けまして、資料太字部分ですが、令和7年6月に食品等流通法の法改正が行われ、新たに「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」が制定され、卸売市場法も一部改正が行われています。

資料右点線囲みに記載しておりますが、この法改正で新たに制定された法律の略称として、このページでは「食料システム法」という通称で記載しています。後ほど、条例改正案のページでは、「食品等持続的供給法」という略称で記載していますが、この3つはすべて同じ法律を指しています。

それでは説明を続けます。真ん中の図をご覧ください。

この食料システム法は大きく2本柱からなる法律で、オレンジ色の箱、左側第1の柱「合理的な費用を考慮した価格形成」、右側に第2の柱「食品産業の持続的な発展」この2つで構成されています。今回の市場条例改正については、第1の柱「合理的な費用を考慮した価格形成」に伴うものとなっております。

この「合理的な費用を考慮した価格形成」に関連して、卸売市場法が改正され公表事項に生産から小売等の各段階で要する費用の指標などが追加されました。

2 ページ目をご覧ください。ここには、「合理的な費用を考慮した価格形成」をするために、新たに定められた内容のポイントが記載されています。時間も限られますので、主だった部分だけをご説明しますと、資料、中ほど「注目ポイント」①の部分にありますように「事業者の努力義務」として、食料全般を対象に、売る人から買う人に対して、要したコストへの考慮を求める協議の申し出があった場合、買う側は誠実に協議に対応に努めなければなりません。また、②コストだけではなく、商習慣の見直しなど何らかの取組について提案があった場合、検討や協力に努めなければならないこととなりました。この判断基準については、農林水産省令で示されることされておりましたが、つい先日1月30日に公布され、今後この省令に基づき運用されていくこととなります。

3 ページ目をご覧ください。

この合理的な費用を考慮した価格形成のための取り組みの一つとして、農林水産省により、生産から小売など各段階で要した経費の目安となる「コスト指標」を活用した制度運用を始めることとなりました。資料左側、赤枠の部分ですが、令和7年10月現在、米、野菜、牛乳、豆腐・納豆が候補となっておりますが、こちらも先日1月30日の省令でこの5品目が対象として指定されています。当市に関連するものとしては野菜があります。

市場との具体的な関連内容について、資料4ページ目でご説明します。

4ページ目上、枠がこみ〇の2つ目、「卸売市場でコストを考慮するため、開設者である市長が指定品目、コスト指標等を公表すること」が求められています。

図の中では、赤枠の部分です。卸売業者や仲卸業者については、合理的な費用を考慮した取引が求められます。実際の取引上どのような運用となるのか、という点が気になる部分とは存じますが、現時点では農林水産省から詳細な情報が示されておりません。今後、順次、公表されていく予定となっています。現時点では、取り組みの基本的な考え方として、適正にコストを考慮した取引を進めていく、ということをご理解いただき、まずは法改正によって求められている条例改正手続きを進めるものです。

ここまで、条例改正に至る経緯や内容についてご説明いたしました。

5ページ目が、実際の条例改正案、6ページ目が規則改正案となっております。花巻市の市場条例は、条例で大まかに定め、詳細については規則で定める形となっていることから、第34条の2として新たに公表事項が追加されることを規定し、規則で、どのような内容をどうやって公表するかということが定められる形となっています。

条例に定める市場法13条第5項第3号のハについては、7ページ目に記載しています。中ほど太字になっている部分が13条第5項で、都道府県知事が認定する際に要件とする内容が、1号以下に書かれています。今回追加されたのは、ハの部分で、3点、新たに公表することとして追加をされました。

1点目は、食品等持続的供給法42条1項に規定する指定飲食料品、先ほど説明の中で、野菜や牛乳、豆腐などが検討されている品目として紹介したものです。

2点目は、(1)の品目に関してのコストの指標のことを意味していますが、42条1項1号に規定する指標となっています。3点目は、36号の掲げる措置となっております。具体的には、事業者に求められる努力義務の内容となっています。こちらは後ほど実際の掲示イメージでご説明します。

次に規則改正案についてですが、6ページにお戻りください。規則では、より具体的に公表事項や公表方法について定めています。

今ほどご説明しました条例34条の2の規定の公表については、インターネットの利用その他の適切な方法により、公表するものとうたわれています。

次に1項から3号までの内容は、先ほど、条例改正案の説明の際に、7ページ目市場法13条第5項ハに記載があった3点の公表事項と対応しています。

8ページ目をお開きください。この3点の公表事項で規定している食品等持続供給法第41条では、どのような品目を指定するのかが規定されています。下線を引いている部分、「時の経過によりその品質が特に低下しやすいこと、日常生活必需品として日々その売買がされることにより十分な協議が行われず取引条件が決定されうる傾向があること、」などがあげられ、3行目なかほど、持続的な供給に要する費用について認識しにくいもの」を農林水産省が指定することとなっています。

第42条については、コスト指標の作成・公表することについて規定をしています。簡単にご説明をしますと、農林水産省が認定する団体が指標を作成し、公表することとなっています。

次に、3点目の公表事項につきましては、9ページ目をご覧ください。

9 ページ目は、今回、公表事項として市場に掲示される内容のイメージ資料となっております。赤丸で囲った3点が、公表義務が定められたものです。3点目が、36条に定める、1つ目協議に応じること、2つ目取り組みの提案に対して必要な協力を行うことの努力義務があることが記載されています。

なお、2点目のコスト指標については、掲示物そのものに掲載することは求められておらず、情報量がある程度あるものであることが想定されることから、例えばホームページの掲載場所やQRコードなどを記載してホームページ等を参照する形も認められています。

次に、10ページ目をご覧ください。公表するコスト指標については、現在のところ、詳細な資料は提示されておらずどのような公表になるのかは不明ですが、各段階にかかる経費のイメージがわかるものとして、農林水産省のワーキンググループで示されたコスト調査結果として示されているキャベツの場合を抜粋して掲載しております。生産、集出荷、卸売など消費者に至る過程でどのようなコストがかかっているのかが示されております。

本日の協議会では、条例改正についてのみが議題となりますが、法改正の背景となる食料システム法で新たに求められている事項も併せてご説明いたしました。

この条例改正のスケジュールですが、3月の市議会に上程され、議会での承認後、岩手県への変更申請と県からの承認を経て、4月1日より施行される予定となっております。

説明は以上です。

○質疑意見等

(質疑1)

伊藤委員：最低価格を維持するため、例えば、キャベツはこの値段で売rinaさいと指定されるのか。今年はキャベツが値下がりしているが、これ以上高くなるように、と指導が入るのか。

於本議長：適正なコストを積み上げて算出された価格を最低限として、そこから競りを行うというイメージか。

新垣上席主査：市場の競りの場合、そもそも協議のタイミングがないため、仮に低い価格で取引されたとしても、努力義務違反にならないことを県に確認済み。一方、市場とは関係なく、相対取引のような通常取引の場合において、示されているコスト指標があるような場合は、それを考慮して取引をしてくださいという努力義務が課されることになる。示されているコスト指標があった場合については、それを考慮した取引が努力義務となる。

伊藤委員：市場の競りの場合は、関係ないということによいか。

新垣上席主査：よい。ただし、食料システム全体に関わる各段階でコストを考慮してください、という考え方については、共通するものである。

(質疑 2)

笹木委員：資料 10 ページ記載のとおり、様々なマージンがかかると思うが、市場の枠組みの中での公表でよいのか。各社のコストはわかるが、例えば小売業者等のコストまでも調査しなければならないのか。産地によっては、天候条件、コストや人件費等も変わってくる。

新垣上席主査：各市場の卸売会社が公表するものではない。資料 8 ページの第 42 条に認定指標作成等団体とあるが、農林水産省に指定飲食料品等事業者等と指定された団体が、コスト指標を作ることになる。野菜の場合、産地、時期によって変動するため、疑問に思う部分かと思うが、整理としては、指定された団体が公表するコスト指標を扱うことになる。どのような単位でコスト指標が作られるかは、今後、協議されながら進められていく。現時点で公表されているコスト指標はなく、4 月 1 日の施行後も、すぐに出せるような指標でもないため、出来上がった品目から公表されていく運用になると想定される。

伊藤部長：資料 8 ページに記載のとおり、まずは農林水産省が、例えば納豆を生産する事業者団体を指定し、大豆の購入、発酵、運搬といったコストについて、一般的なものを算出する。そのコストを著しく下回るような買い付けを行う、小売業者、大手スーパー等を牽制するものと思料。

資料 7 ページに卸売市場法の記載があり、地方卸売市場は、県知事の認定を経て開設している。第 13 条第 5 項において、知事の認定要件事項が規定されており、同項第 3 号の地方卸売市場の業務規定に定めるべき事項にハとして、花巻市の卸売市場では、例えば納豆を扱っているとして、(1)で該当する品目は納豆と公表、(2)で納豆のコスト指標を公表、(3)で事業者同士の決め事で、何かあれば報告という事項が追加になる。つまり、(1)から(3)までを我々が公表しないと、知事からの卸売市場の開設認可が下りなくなるため、条例や規則に明確に書き込む必要があるため、改正を行う。

現実離れした買い付けをするような方々を牽制し、それを広く国民に知ってもらい、意味があると認識している。

(質疑 3)

鈴木委員：2 点質問がある。

1 つ目は、指定飲食料品等事業者等が中身を考えるということで、卸売市場開設者ごとに細かく変わるのか。各地域で指定される事業者がどれくらいいて、どこにでもある業者なのか、どういう運用になるのか。逆に手間がかかってしまい、指標であれば国、東北、岩手県といったような大きい括りで公表すればよいとのイメージがある。

もう 1 つは、農業団体とかと付き合う中で価格転嫁という話もあるが、生産者側の率直な声として、これでは再生産は厳しいという意見が大きくなっているのか、市場の関係者に伺いたい。

新垣上席主査：1 つ目について、現時点で、市場毎にコスト指標が変わるかどうか、という話は聞いていない。資料 10 ページのようなコストを把握するのは大変であろうと思うので、例えば市場の数ぐらいのコスト指標があるとは考えにくい。

笹木委員：競りに関して、当市場での価格帯の乱高下はあったが、当社の競り人、買い請け人と話し合いを重ねながら価格を決定しており、親身に話し合いを行うことで、当市場に出して販売することができており、今に至っている。

安藤委員：昭和 40 年代から、スーパーの小売価格がほぼ変わらない状況で、コストだけが倍以上かかっている。その価格転嫁に向けた方策に繋がっていくと思うが、今の流通形態、システムの中では非常にやりにくいと思う。また、持続的可能な生産体制が地方でできるかという点、そこまでのパワーがある規則ではないと感じる。一方、規則があるに越したことはないので、下支えとして、消費者にもその価格転嫁に納得していただけるような建付けができればと期待したい。

（質疑 4）

千葉委員：農林水産省が指定する指定飲食料品等事業者等の組織が正しいコスト指標を出せるかどうか疑問。コスト指標を出しても、見合わない場合に物申せる組織があるかが見えない。

また、相対取引だとこの価格になるが、競りはあくまでも競りだから、となると競りに出さないことにもなりかねない。今後の組織の運営についても考えてないといけない。農家が減ってきている中で、どう持続可能な組織にしていくかも検討せざるを得ない考える。消費者側が値上りしても納得できる雰囲気を作ってくれなければ、結果的には何のためなのかがわからなくなる。

伊藤部長：指定された組織がコスト計算できるかについては、資料 8 ページの食料等持続供給法あるいは食料システム法の第 42 条第 1 項に、農林水産大臣がコスト計算をする団体を定めることが規定されている。本条文の続きの資料に記載はないが第 5 項に、この団体を農林水産省が認定しようとする場合は、生産、製造、加工、流通販売の全ての段階の代表者となる団体の意見を聞かなければならないと定められている。また、農林水産大臣がこの団体を指定する時には、公正取引委員会に協議しなければならないとなっている。

（質疑 5）

伊藤委員：この食品システム法が入ることにより、私達の普段の市場がどう変わるのか。

伊藤部長：食料・農業・農村基本法という別な法律があり、そこで持続可能な食料供給を日本国内として行う、また様々な施策を行うということを受けて、本法律ができているため、皆様が適正と思えるような価格形成をしていく1つのツールになると考える。力を持ったスーパー等が安く買い付け、農家の方々が疲弊するのを牽制するものではないかと思う。適正な価格で買っている方々については、何も変わらないのではないかな。買い叩かれた方が、持続的生産を行うために協議しようという申し出があったら、誠実に応じなさいというものである。

伊藤委員：例えば大手の場合でも特売品がある。それは買い叩くだけではなく、例えば予算を確保し、問屋、生産者に肩代わりして貰い、買い付け価格を安くする等、様々あるため、一概に安く売っていても農家に全く影響がないこともある。

赤沼委員：水産として、例えば特売等で安く売っているスーパーでも、来月特売するからと、日々少しずつ上乗せして買っていただきその分の利益を得ている場合もある。

伊藤部長：資料8ページの第41条に記載のように、指定する飲食料は、時の経過により品質が特に低下しやすいもの、日常の生活必需品として毎日買い続けられるような物で、十分な協議が行われず取引条件が決定される傾向があるもの、となっているため、計画的に安く売るとなるとターゲットにしているものではないと考える。また、食料・農業・農村基本法は、食品ロスとか、廃棄物を減らすようなサステイナブルな部分もあるため、大量に仕入れられ、捨てられるといったことがないように対応するものであるため、何でも指定品にして締め付けるものではない。

伊藤委員：例えば朝競りに行き、いつもより倍の量が出ていて、今日明日には売ってしまわないといけないものは通常価格で売っても捌けない。また、価格が高くなっても生産量が少ないため農家は赤字、などの状況もあることを理解していただきたい。

笹木委員：競り人の中でも様々相談して行っており、その中でも市場としては、まずは販売したいという気持ちがある。花巻市としてだけではなく、日本全国、世界でどの価格帯に合わせないといけないのかを考え、どう価格形成していくかを考えることが重要。

伊藤委員：例えばリンゴは、昨年、花巻が1番高かった。質の良いものが集まってくるため。気候によっても変動するため、そこも考慮する必要がある。

伊藤部長：本改正は市場開設者である当市として、市場価格をコントロールしよう

とするものではない。国が定める指定品目があればその品目を公表し、国がコスト計算したものを示すということが当市場に義務付けられている。

(質疑 7)

於本議長：遵守した運用になっているかを監視する機関はあるのか。

伊藤部長：県がその役割を担う。県知事が認定を行うため、当市から条例、規則改正の報告を上げ、審査される。

於本議長：例えば、この野菜は安すぎるのでは、といった監視は誰が行うのか。また、努力義務のため、特に罰則はないと思うが、指導監督の対象や、公表されるといった対応となるのか。

新垣上席主査：農林水産省でフードGメンを配置し、公正取引委員会とも連携して、監視を行う。
指導対象の場合などの公表基準は今後決まっていく。

(意見 1)

日下委員：資料 10 ページのグラフを見て、こんなにコストがかかっているのだと再認識した。また、卸売市場法が改正になるため、条例改正はやむを得ないと理解した。様々な立場の方々の話が聞けて勉強になった。

(意見 2)

小原委員：小売業という立場では、当市場の卸会社から買い付けるよりも安いことがたくさんある。このように条例等で農水省の指導が入ることで、そのような状況が緩和されたらと感じた。

【決議】

花巻市公設卸売市場条例改正案について、異議なしとして、原案の通り承認された。

(2) その他

なし

以上

8 閉会 14：40（事務局 似内場長が閉会宣言）